

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

(1)当社は、株主の皆様をはじめとする利害関係者の方々に対する経営の透明性および経営の効率性の確保、ならびに企業倫理にもとづく事業活動およびコンプライアンス経営の実践をコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。

(2)当社は、創業精神にもとづき定めた経営理念および行動基準の実現をとおして、ステークホルダーとの良好な関係を維持しつつ、経営の効率性・健全性・透明性を高めることによって、実効性のある経営体制の構築に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則1-2-4 招集通知の英訳】

当社は、海外投資家による当社株式の保有率が10%を超える程度で推移しておりますことから、株主総会招集通知の英訳は実施しておりません。今後は、海外投資家の株式保有比率20%を目安に決算説明資料や株主総会招集通知の英訳を行う等し、議決権の行使がしやすい環境の整備に努めてまいります。

#### 【補充原則1-2-5 実質株主との対話】

当社は、実質株主が信託銀行等に代わって株主総会へ出席し、議決権を行使することを認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、株主名簿上の株主をとおして、実質株主が株主総会への出席を希望された場合の株主総会の傍聴について、検討を進めてまいります。

#### 【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画の監督】

当社の取締役会は、現在、最高経営責任者等の後継者計画についての具体的な監督は行っておりませんが、今後の取締役会において後継者計画の策定・運用に係る監督について、検討を重ねてまいります。

#### 【補充原則4-3-2.3 代表取締役の選解任の手続き】

当社は、代表取締役を解任するための手続きを確立しておりませんが、代表取締役の評価につきましては、会社の業績や社会への貢献度等を踏まえ、取締役会において審議しております。また、今後は客観性・適時性・透明性ある選任または解任手続きの確立を目指して検討してまいります。

#### 【補充原則4-8-2 「筆頭独立社外取締役」を選任する等、独立社外取締役と経営陣との連携について】

当社は、当社の企業規模および取締役会の構成から判断し、経営陣幹部や監査役、監査役会等との連携を目的に筆頭独立社外取締役を設置することは、かえって序列意識や筆頭者への依存関係が生じ、逆にスムーズな連携を阻害する懸念があると考え、筆頭独立社外取締役を選任しておりません。なお、経営陣幹部や監査役、監査役会等との連携が必要な場合は、取締役会事務局と監査役会事務局が密接に連携し、適切なサポートを行うことで、問題は生じないものと考えております。

#### 【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置などの方法による、独立社外取締役の関与・助言】

当社は、任意の諮問委員会を設置する予定はありません。取締役の指名や推薦、報酬等の重要な事項につきましては、独立社外取締役に事前に説明し、意見や助言を求めることで説明責任は果たせるものと考えております。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性ならびに規模に関する考え方は、一義的に定めるものではなく、会社の事業状況によって異なると考えており、今後の検討課題としております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4 政策保有株式について】

##### (1) 政策保有に関する方針

当社は、当社グループの事業を円滑に推進し、将来に向けて持続的に成長するために、取引先企業との協力関係の強化は重要であると考えております。そのため、政策保有株式は、取引先企業の株式を保有する意義があると判断した場合に限り、継続保有するものとしております。

##### (2) 政策保有株式にかかる検証の内容

当社の取締役会は、政策保有株式を年1回、個別銘柄ごとに当該企業との取引関係の維持・強化によって得られるメリットを検証し、株式保有の目的、取り引きの金額および配当の金額ならびに含み損益等の便益とリスク、資本コストを比較衡量したうえで、総合的に保有の適否を判断しております。また、その保有が当社グループの企業価値向上に資すると認められなくなった場合は、当社グループの業績や株式市場に与える影響を考慮しつつ、順次縮減してまいります。

##### (3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準

当社は、政策保有株式の議決権の行使においては、当社グループとの取引関係への影響および当該企業の中長期的な価値向上の観点から、議案ごとに賛否を判断しております。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役が会社法に定める競業、または利益相反に該当するような取り引き（その他に利益相反の可能性が生じる取り引きを含む）を行

おうとするとき、または当社グループが大株主(議決権総数の10%以上を有する株主)と取引を行おうとするときは、事前に取締役会の承認を受けるとともに、取引終了後遅滞なくその結果を取締役に報告することとしております。

#### 【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、確定拠出個人年金制度を導入しており、従業員に対して運用制度の説明会等を定期的に開催しております。

#### 【原則3-1】経営理念等、経営戦略、経営計画について

(1)当社は、創業精神にもとづき定めた経営理念および行動基準の実現をととして、ステークホルダーとの良好な関係を維持しつつ、当社グループの経営の効率性・健全性・透明性を高めることによって、実効性のある経営体制の構築に努めております。なお、当社の経営理念および行動基準は、下記の当社ウェブサイトで開示しております。

<https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/company/management/>

(2)当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、グループのコーポレートガバナンスの基本的な考え方を纏めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定めております。なお、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、下記の当社ウェブサイトにて開示しております。

<https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/ir/governance/>

(3)当社は、取締役報酬の決定方針を、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載しております。なお、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、下記の当社ウェブサイトにて開示しております。

<https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/ir/governance/>

(4)当社の取締役およびグループ会社の代表取締役等の経営陣幹部ならびに監査役は、人格に優れ、求められる責務を遂行できる知識と経験、能力を有する人物といたします。また、社外取締役および社外監査役は、企業経営に関する豊富な経験や専門的知識を有し、当社の独立性基準を満たす人物を候補者といたします。なお、それぞれの選任または解任、指名にあたりましては、事前に社外取締役へ意見等を求めたうえで、取締役会に諮ることとしております。

(5)当社は、取締役候補者および監査役候補者全員の個別の選任理由を、株主総会招集通知に記載しております。

#### 【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲について

(1)当社の取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のために、当社グループの重要な業務執行の決定、またはモニタリングを行うほか、事業計画や経営理念の達成等の経営の監督を行っております。

(2)当社は、取締役会において審議または決定すべき事項を「取締役会規則」に定め、法定事項や当社および当社グループの事業方針および経営に係わる重大課題、ならびにその他決議事項についての意思決定を行っております。また、「職務権限規程」において、当該案件の重要性や金額等を基準として定めた委任の範囲を規定し、代表取締役、業務執行取締役、執行役員へ権限を委任しております。

#### 【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用について

当社は、取締役8名を選任しておりますが、そのうち2名は独立社外取締役であり、十分な人数を選任していると考えております。また、独立社外取締役は、取締役会において経営上の助言や指摘を行うとともに、当社グループの社長連絡会等の重要な会議に出席し、当社の中長期的な企業価値向上に寄与する役割と責務を果たしており、独立社外取締役としての監督は有効に機能していると考えております。

#### 【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質について

当社は、独立社外取締役を選任するにあたっての独立性基準を定めており、その内容は「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載しております。なお、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、下記の当社ウェブサイトにて開示しております。

<https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/ir/governance/>

#### 【補充原則4-11-2】役員が他の上場会社の役員を兼任する場合の兼任状況について

当社は、社外取締役を除く当社の取締役が、他の上場会社の役員を兼務する際は、当該会社との関係強化に資する等の明確な理由がある場合に限り、としております。

#### 【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性の分析・評価

当社は、取締役会の実効性を評価するため、年1回、全取締役および全監査役を対象にアンケートを実施しております。なお、2019年度におけるアンケート結果の概要は、以下のとおりです。

##### 1. 評価の方法

(1)アンケートは、全取締役(6名)および全監査役(3名)を対象に、無記名で以下の4項目19設問について5段階で評価する方式とし、各設問のコメント欄および末尾に設けた自由記述欄に補足説明や意見を記す方法としました。

取締役会の構成について(全2問)

取締役会の運営について(全5問)

取締役会の議題について(全8問)

取締役会を支える体制について(全4問) 計19問

(2)アンケートは、今回で4回目の実施となりましたが、2019年3月開催の定時総会総会において、取締役および監査役に変更があったことから、新取締役ならびに新監査役が取締役会の運営に対して、どのような評価をされたのか、またその評価が全体にどのような影響を及ぼしたのかを把握するため、設問は前回・前々回と同じ内容としました。

(3)アンケートへの回答結果や提出された意見につきましては、取締役会において意見交換を行うとともに、今後に向けての課題を共有し、取り組み等についての審議を行いました。

##### 2. 評価結果の概要および課題

アンケートの全設問に対する評価点の平均は4.24であり、昨年の4.23より0.01ポイント上回り、概ね満足できる水準で機能しているとの評価結果に至りました。

##### 3. 今後の対応

当社取締役会は、この度の評価結果を踏まえ取締役会の実効性の更なる向上を目指し、議論を重ねたうえで必要な取り組みを実行し、継続的に改善に取り組んでまいります。

#### 【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役及び監査役に対して、各々が求められる役割を果たすために、就任時に、役員としての義務・責任を中心とする事項の説明や当社グループの経営・事業に関する説明を行います。また、継続的なトレーニングとして、年2回程度、外部講師を招くなどにより研修会を実施するほか、自己研さんに対して必要な支援を行います。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を行う基盤を構築するために、代表取締役社長を中心とするIR体制の整備を進めております。推進体制および具体的な活動につきましては、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載しております。

<https://www.sbs-group.co.jp/hdg/ir/governance/>

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鎌田 正彦	14,388,400	36.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,303,100	15.86
SBSホールディングス従業員持株会	1,374,700	3.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,317,700	3.31
特定有価証券信託受託者 株式会社SMB C信託銀行	1,200,000	3.02
東武不動産株式会社	954,800	2.40
伊達 寛	830,900	2.09
GOVERNMENT OF NORWAY	826,400	2.08
大内 純一	800,000	2.01
和佐見 勝	365,000	0.91

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

### 補足説明 更新

(注)

1. 上記所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,446,900株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,238,700株

2. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 2019年6月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行(株)およびその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント(株)、ならびに日興アセットマネジメント(株)が2019年6月4日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

大量保有者 三井住友信託銀行株式会社  
住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
保有株券等の数 株式 3,500,000株  
株券等保有割合 8.81%

大量保有者 三井トラスト・アセットマネジメント株式会社  
住所 東京都港区芝公園一丁目1番1号  
保有株券等の数 株式 443,100株  
株券等保有割合 1.12%

大量保有者 日興アセットマネジメント株式会社  
住所 東京都港区赤坂九丁目7番1号  
保有株券等の数 株式185,400株  
株券等保有割合 0.47%

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

その他、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えらるる事項は、ありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岩崎 二郎	他の会社の出身者													
関本 哲也	他の会社の出身者													
星 秀一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、**「過去」に該当している場合は「」**

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、**「過去」に該当している場合は「」**

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩崎 二郎		2010年6月まで、当社グループの取引先である株式会社JVCケンウッド(当時はJVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社)の取締役執行役員常務を務めておられました。なお、同社との取引実績は、当期およびその前の3事業年度のいずれにおいても、当社の連結売上高の2%に満たないものです。	長年にわたる会社役員としての経営に関する豊富な経験と幅広い見識、また、社外役員としての経験と知見を当社の経営に反映していただけるものと判断して、社外取締役として選任しております。 東京証券取引所の定める独立性の基準等および当社の「社外取締役の独立性基準」をすべて満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

関本 哲也	2018年5月まで、当社グループの取引先である株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの社外取締役を務めておられました。なお、同社との取引実績は、当期およびその前の3事業年度のいずれにおいても、当社の連結売上高の2%に満たないものです。	弁護士としての豊富な経験と専門知識、および社外役員としての経験と知識を当社のコンプライアンス経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。東京証券取引所の定める独立性の基準等および当社の「社外取締役の独立性基準」をすべて満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
星 秀一	2016年6月まで当社グループの取引先である伊藤忠食品株式会社の代表取締役社長を務めておられました。なお、同社との取引実績は、当期およびその前の3事業年度のいずれにおいても、当社の連結売上高の2%に満たないものです。同氏は、2018年4月から2019年3月開催の当社定時株主総会で社外取締役に選任されるまでの間、当社の非常勤顧問を務めておりましたが、当該職務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであり、顧問報酬は年間1,000万円に満たないものでした。	長年にわたり総合商社の食品物流部門の責任者として勤務し、そこで蓄積した業務経験と会社役員として培った経営能力を、当社の取締役として活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外監査役は、取締役会およびその他の重要な会議に出席し、取締役会およびその他の重要な会議に出席し、監査役会、監査部ならびに会計監査人から適宜監査結果の報告を受けることにより、これらの機関と連携を図っております。また、社外監査役は、常勤監査役および監査部、会計監査人ならびに当社の内部統制部門と連携して監査計画を策定・実行し、監査結果の報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
竹田 正人	他の会社の出身者													
松本 正人	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹田 正人		該当なし。	財務・経理業務に関する長年の経験および知見を当社の監査に反映していただけるものと判断して、社外監査役として選任しております。東京証券取引所の定める独立性の基準等を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
松本 正人		2016年6月まで当社取引先である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の代表取締役副社長を務めておられました。同社とは、当社の従業員持株会及び役員持株会の事務代行業務に係る取引があるほか、2018年のM&Aにおけるフィナンシャル・アドバイザー業務に係る取引がありました。同社との取引実績は、当期およびその前の3事業年度のいずれにおいても、決算公告で開示されている同社営業収益の0.1%に満たないものです。 なお、同社は、当社の主要借入先である株式会社三菱UFJ銀行が属している連結企業グループに属しております。同行からの連結での借入額は、2019年12月末日現在、金融機関からの総借入額の約24.3%ですが、当社グループは他に複数の金融機関と取引があり、当社グループの意思決定に影響を与えるものではありません。また、同行は当社株式を10%以上保有する主要株主にも該当しておらず、当社グループの意思決定に影響を与えるものではありません。 同氏は、2017年7月から2019年3月開催の当社定時株主総会で社外監査役に選任されるまでの間、当社の非常勤顧問を務めておりましたが、当該職務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであり、顧問報酬は年間1,000万円に満たないものでした。	金融機関における企業経営者としての豊富な経験に加え、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの幅広い見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

**【独立役員関係】**

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員(社外取締役2名、社外監査役1名)に関する情報は、株主総会招集通知(会社役員の状況、取締役選任議案、監査役選任議案)および有価証券報告書(コーポレート・ガバナンスの状況等)ならびに本報告書(独立役員関係)にて記載しております。

**【インセンティブ関係】**

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

業務執行を行う取締役の報酬は、基本報酬および業績報酬で構成されており、連結の営業利益の増減率(対予算:対前年)および計画達成率を指標として、所定の計算方法にもとづき、各取締役の業績報酬を決定しております。なお、業務執行を行わない取締役の報酬は、基本報酬のみとしております。

## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、「有価証券報告書」および「事業報告」において、総額を開示しております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は1999年12月22日開催の株主総会において年額144,000千円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議されております。また、個々の取締役の報酬につきましては、取締役会の一任を受けたうえで、取締役社長が、取締役会決議により定める「取締役報酬内規」にもとづいて各取締役の報酬案を策定し、社外取締役に意見を求めたうえで決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会における議論を活性化させることを目的として、取締役会資料を各取締役および各監査役に事前に送付するとともに、社外取締役の要望に応じて、起案部署において議案の事前説明を行う等し、社内の取締役との情報格差を最小化するよう努めております。また、社外監査役の職務を補助する監査役スタッフを1名選任しており、必要に応じて内部監査組織である監査部もその補助を行うことで業務の円滑化を図っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、次のとおりであります。

### < 取締役の業務執行 >

- (1) 当社は、取締役会を月1回以上、以下の内容にて開催しております。  
業務報告等各種報告事項の報告と質疑応答  
経営課題および新規事業方針、ならびに稟議申請事項等決議事項の審議・質疑応答・決議
- (2) 当社の取締役で審議・決議する事項には、「職務権限規程」にもとづき当社のグループ会社から提出された案件も含まれております。
- (3) 当社の取締役は、主たるグループ会社と月次で当該グループ会社の経営課題を議論する場を設け、グループ・ガバナンスの向上に努めております。
- (4) 当社は、経営戦略決定の迅速化および業務執行体制のさらなる強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

### < 監査役の監査・監督 >

- (1) 当社の監査役会は、取締役会とは独立して監査役および監査部長を始めとする関係者が出席し、毎月1回以上開催しております。また、監査役会においては、主に監査役および監査部長から監査の状況と指摘事項等が報告され、その適法性等を検証しております。
- (2) 監査役個々の報酬は、「監査役会規程」にもとづき監査役会にて協議し、決定しております。
- (3) 監査役は、必要に応じてグループ会社の取締役会等にオブザーバーとして参加し、情報収集に努めるとともに内部牽制機能を向上させております。
- (4) 監査の状況としては、監査部が主にコンプライアンスとCSRに関する事項について監査し、監査役がグループ会社を含めた取締役の業務執行に関する監査を実施しております。
- (5) 会計監査人については、「EY新日本有限責任監査法人」と監査契約を締結し、独立・公正な立場から会計監査を受けております。なお、会計監査の結果は、監査役会に報告され、監査報告書が作成されます。
- (6) 現在、当社の会計監査業務を執行している公認会計士は、次の2名であります。また、2019年12月期の監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他22名です。  
(指定有限責任社員 業務執行社員) 月本 洋一氏 (継続関与会計期間1会計期間)  
(指定有限責任社員 業務執行社員) 石田 勝也氏 (継続関与会計期間3会計期間)

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載の通り、当社取締役は取締役会において、経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、ならびに業務執行の監督を行い、取締役会が決定した基本方針に従い執行役員が業務執行の任にあっております。また、社外取締役3名を選任して経営への牽制機能を備え、経営の透明性と公正性の確保に有効に機能していると判断したためであります。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の発送期限に対して余裕を持って発送することを方針としている。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の開催を避けて開催日を決定している。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主の方々に議決権行使をしていただけるよう、パソコンや携帯電話からインターネット経由で議決権行使ができる方式も選択可能としている。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使は、書面による行使のほか、パソコンや携帯電話からインターネット経由で行役できる方法も選択可能にしている。
その他	招集通知は、書面(注記表は、当社ウェブサイトで提供)にて提供している。なお、招集通知は、当社のウェブサイトおよび株東京証券取引所のウェブサイトで開示している。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーは、当社のウェブサイトが開示している。 <a href="https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/ir/disclosure/">https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/ir/disclosure/</a>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期および期末決算発表後に説明会を開催している。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上にIR情報のページを設け、IRカレンダーおよび決算短信等の資料、ならびにIRリリース等を掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの所管部署として、IR・広報部を設置している。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「SBSホールディングス コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、株主以外のステークホルダーの尊重と協働について規定している。なお、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社のウェブサイトが開示している。 <a href="https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/ir/governance/">https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/ir/governance/</a>
環境保全活動、CSR活動等の実施	中期経営計画を策定し、グループ全体のCO2排出量とエネルギー消費量の評価を行っており、CSRへの取り組みを含め、環境計画および推進体制ならびに活動実績等は、年1回発行している「BUSINESS & CSR EPORT」、または当社のウェブサイトが開示している。 <a href="https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/csr/report/">https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/csr/report/</a>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	任意開示事項を含め、当社のウェブサイトおよびT Dnetが開示している。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社グループ会社は、「SBSグループの内部統制の基本方針」ならびに「SBSグループ行動憲章」に定める経営理念と行動基準をグループ全体で共有し、これらの実効性確保のためにコンプライアンス体制およびリスク管理体制の構築・運用ならびに定款、その他社内諸規程の遵守をもって、グループにおける業務の適正化を図っております。

- (1) 当社および当社のグループ会社は、「SBSグループコンプライアンス規程」にもとづき、取締役および従業員等に対して、法令および定款ならびに社内諸規程等の遵守を徹底しております。また、コンプライアンスに関する会議等の活動をとおり、コンプライアンス体制の維持・向上を推進しております。
- (2) 当社および当社のグループ会社は、「取締役会規則」をはじめとする社内諸規程を整備し、取締役および従業員等の行動や意思決定が、法令ならびに定款に違反することのない体制としております。
- (3) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」に定める原則を適切に実行し、財務報告に係る内部統制の適正かつ効率的な体制を構築しております。
- (4) 当社の内部監査を担当する監査部は、監査役と密接に連携を保ち、当社および当社のグループ会社の業務監査にあたります。また、業務監査において、重大な法令・定款違反、その他不当な事実を発見した場合は、当社の代表取締役および当該グループ会社の代表取締役に対して報告し、是正を求めます。なお、緊急の事案に対しては、SBSグループコンプライアンス会議へ事実関係の調査報告や監査役会に緊急の取締役会の招集を提案する等、適切な対応を講じます。
- (5) 当社および当社のグループ会社の従業員等は、法令もしくは定款、またはコンプライアンスに違反する行為を知り得たときは、内部通報制度に定める通報先へ通報します。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)を「文書管理規程」および「機密文書管理規程」、「SBSグループ情報セキュリティポリシー」にもとづいて保管・管理しております。なお、取締役および監査役は業務上必要ときには、自由に閲覧・謄写することができます。
- (2) 文書の保存年限は、「文書管理規程」において定めておりますが、法令等により定められた保存年限があるものについては、それ以上の期間を保存期限として定めております。

#### 3. 当社および当社のグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社および当社のグループ会社は、「SBSグループリスク管理規程」にもとづき、各社ごとに対応すべきリスクを洗い出してその対応策を立案・実行し、リスクによる損害や損失の予防と最小化を図ります。また、当社および当社のグループ会社は、共同してリスク管理に関する会議体を設置し、リスク対応策の進捗状況の確認や実施結果に対する評価・承認を行っております。
- (2) 当社は、物流品質の向上を目指して、物流品質管理部を設置し、当社および当社のグループ会社における自動車事故および労働災害の未然防止に努めているほか、国土交通省の「運輸安全マネジメント制度」にもとづく安全管理体制を導入し、交通事故の撲滅に取り組んでおります。また、業務の改善をとおり、安全性の向上に取り組んでおります。
- (3) 当社は、大地震等が発生した場合は、対応マニュアルにもとづいて対策本部の設置および各対策チームによる事業復旧への対応、ならびに事業継続に向けた活動を実施します。

#### 4. 当社および当社のグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社および当社のグループ会社は、「取締役会規則」、「職務権限規程」、「稟議規程」をはじめとする社内諸規程にもとづく意思決定のルールにより、適正かつ効率的な職務執行が行われる体制としております。
- (2) 当社および当社のグループ会社は、毎期初にそれぞれ当該事業年度の事業計画を策定し、月次の取締役会等でその進捗状況を評価しており、緊急の課題への対応や環境の変化にも即座に対応できる体制としております。

#### 5. 当社のグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

- (1) 当社のグループ会社は、自社の事業の経過および財産の状況、その他の重要事項について定期的に当社へ報告する体制としております。
- (2) 当社のグループ会社が、重要事項の決定を行う場合は、その意思決定に際して、「関係会社管理規程」やその他関連規程にもとづき、当社の担当部署と協議し、所定の決裁を受ける体制としております。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の職務を補助するための監査役スタッフを選任し、配置します。

#### 7. 上記の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査役スタッフの任命および人事評価、人事異動ならびに懲戒に関しては、監査役の意見を尊重し、決定します。
- (2) 監査役スタッフへの指揮命令は監査役とし、監査役スタッフは他の業務を兼務することができないものとします。

#### 8. 当社および当社のグループ会社の取締役および従業員等が当社の監査役に報告するための体制

- (1) 当社および当社のグループ会社の取締役および従業員等は、法令もしくは定款またはコンプライアンスに違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与える恐れのある事実を知り得たときは、当該事実に関する事項を速やかに当社の監査役に報告する体制としております。
- (2) 当社および当社のグループ会社の取締役および従業員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告を行う体制としております。

#### 9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社および当社のグループ会社は、前号の報告をした取締役および従業員等に対して、「内部通報規程」で「当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いをしてはならない。」と定めております。

#### 10. 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をした場合は、速やかに処理します。

#### 11. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会以外の重要な会議に出席することができるほか、各種の会議議事録、その他の文書を閲覧することができる体制としてい

ます。

(2) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換をする体制としています。

(3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、緊密な連携を保つとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める体制としています。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社のグループ会社は、「反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。」ことを基本方針とし、「SBSグループ行動憲章」および「SBSグループ企業倫理規程」ならびに「SBSグループ反社会的勢力対策規程」を制定し、遵守します。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

当社は買収防衛策を導入しておりません。当社株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方を株主に明確に説明し、適正な手続きを確保します。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

#### (1) コーポレート・ガバナンス体制について

コーポレート・ガバナンス体制図をご参照ください。

#### (2) 適時開示体制の概要について

適時開示体制の整備に向けた取り組み

- ア. 当社は、投資家が当社への投資判断を的確に行えるよう、必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速かつ的確にディスクロージャーできる体制を構築しております。
- イ. 当社および当社のグループ会社の情報開示は、IR・広報部が担当しており、当社グループ内の様々な情報を常に収集できるよう、グループ各社と情報交換の場を定期的に設けております。
- ウ. 当社の適時開示に関する教育は、定期的に開催する当社および当社のグループ会社の役員を対象としたコンプライアンスに関する研修の中で、適時開示の重要性を認識させております。また、各種社内会議において情報管理担当役員より、開示対象となる事項を都度説明し、周知することで徹底を図っております。
- エ. 当社は、投資家や株主等のステークホルダーの方々が、当社グループに関する情報を公平かつ容易に取得できるよう、当社のウェブサイトでも適時開示するほか、株主通信や決算説明会資料等も掲載し、IR情報の充実を図っております。

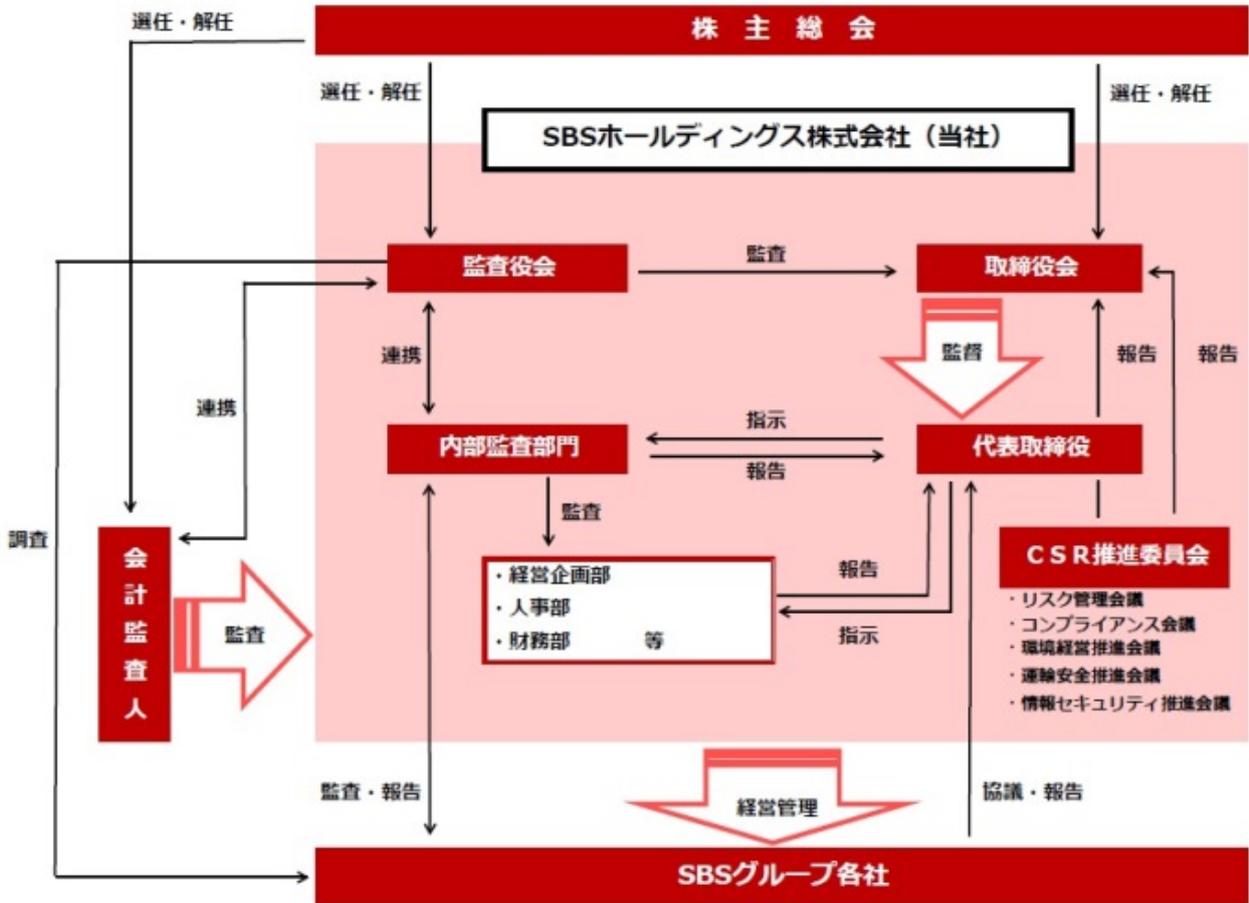
適時開示担当組織の状況

- ア. 担当部署名 IR・広報部
- イ. 担当人員数 3名
- ウ. 情報管理担当役員 執行役員 遠藤 隆

適時開示の手続き

- ア. 決定事実に関する情報  
IR・広報部長は、経営企画部長・総務部長と連携し、取締役会等の重要な会議での決定事項が適時開示の対象となるかを検討し、対象となると場合は速やかに開示文書を作成し、情報管理担当役員の承認を得て開示します。
- イ. 発生事実に関する情報  
適時開示に該当する事実が発生した場合は、その情報をIR・広報部長が情報管理担当役員に伝えます。報告を受けた情報管理担当役員は、内容を精査し適時開示基準に該当する場合、もしくは該当しない場合においても開示すべきと判断した場合は、IR・広報部長に開示文書の作成を指示します。なお、指示を受けたIR・広報部長は、適時開示文書を作成し、情報管理担当役員の承認を得て開示します。
- ウ. 決算に関する情報  
IR・広報部長は、財務部長と共同して決算短信および四半期決算短信等の決算関連の開示資料を作成し、決算日後45日以内に開示します。
- エ. 企業集団に係る適時開示  
当社のグループ会社は、自社の重要案件を「関係会社管理規程」にもとづき、当社と事前協議を行います。その協議内容の報告を受けた情報管理担当役員は、事案の内容を精査し、適時開示基準に該当する場合、もしくは該当しない場合においても開示すべきと判断した場合は、IR・広報部長に開示文書の作成を指示します。なお、指示を受けたIR・広報部長は、適時開示文書を作成し、情報管理担当役員の承認を得て開示します。
- オ. 適時開示に関する事務フロー  
当社の適時開示手続きに関する事務フローは、適時開示手続きに関する事務フロー図をご覧ください。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【適時開示手続きに関する事務フロー図】

